

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

厚真町は降水量・降雪量ともに少なく温暖で、北海道内では比較的恵まれた気候にあり、海岸線を通る国道235号線のほか主要道道の整備により道内各地と結ばれ、道都札幌市や隣接の苫小牧市にも近く、新千歳空港や苫小牧港東港区周文(しゅぶん)埠頭のフェリーターミナルなど、交通アクセスに大変恵まれた地域である。

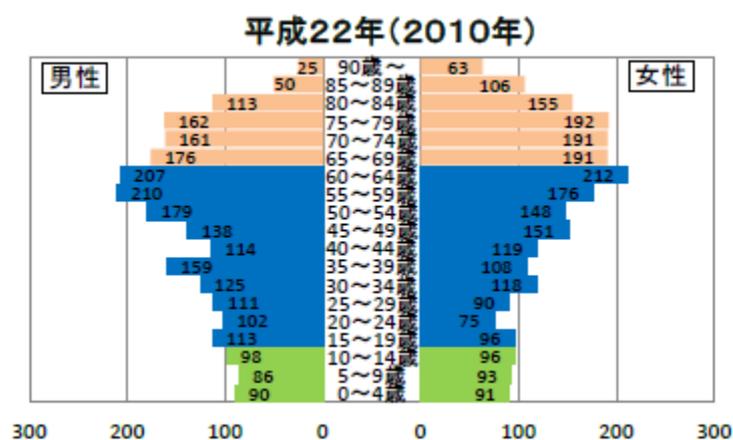
また、苫小牧港東港区内には、北海道の電力需要の約3分の1を供給する北海道電力苫東厚真発電所、東港区後背地には国家・民間の大規模な石油備蓄基地などが立地し、今後も物流拠点・エネルギー拠点として大きな発展が期待できる環境にある。

厚真町の経済活動の中心を担っている第1次産業では、特に農業は稲作複合経営を中心として国際化の波に負けない力強い農業・農村をめざし、担い手の育成と水田の生産基盤整備を急いでおり、また、都市と農村の交流を誘うグリーン・ツーリズムの推進など、本町が持つ地の利や豊かな自然環境を生かした新たな産業の創出にも取り組んでいる。

厚真町の人口は、昭和33(1958)年の10,597人をピークに減少を続け、平成22(2010)年10月の国勢調査では4,890人となっている。

厚真町の年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口(15~64歳)は、総人口の減少に伴い昭和30年代前半から減少に転じ、現在まで減少が続いている。年少人口(0~14歳)も昭和30年代に入り急速に減少し、平成2(1990)年には老年人口(65歳以上)を下回っている。

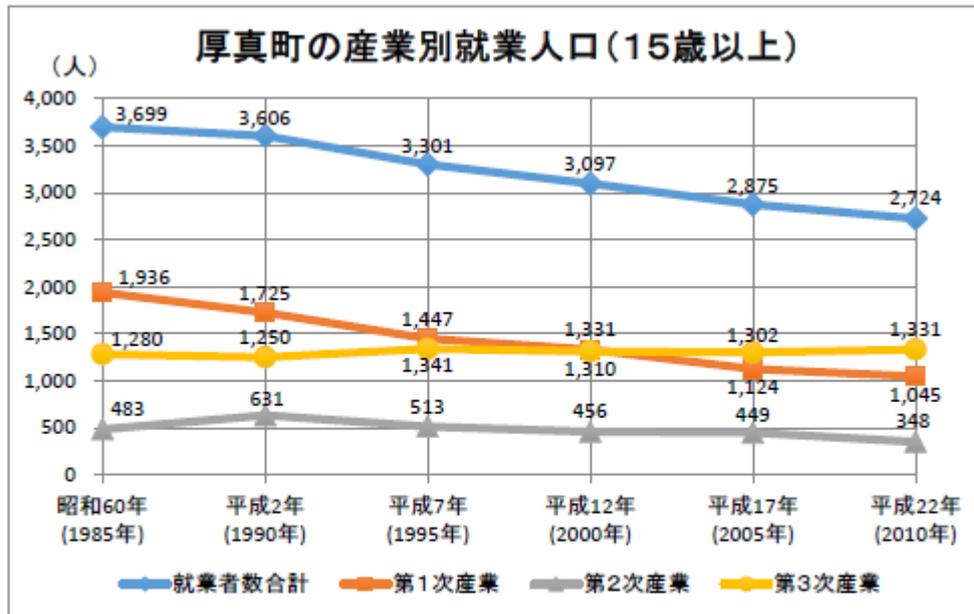
老年人口は、生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びたことから増加を続けており、人口ピラミッドの推移でも、高齢世代にのみ山がある「つぼ型」に移行している状況にある。



厚真町の基幹産業は農業であるが、産業別就業人口を見ると、第1次産業は徐々に減少しており、昭和60（1985）年の1,936人に比べ平成22（2010）年では1,045人と25年間で半数程度となっている。

第2次産業も昭和60（1985）年の483人から平成22（2010）年では348人と約7割となっている。

第3次産業は、平成12（2000）年を境に第1次産業の就業人口を逆転し、昭和60（1985）年の1,280人から平成22（2010）年の1,331人と微増している。



資料:国勢調査

※ 第3次産業には分類不能数を含む。

各産業ともに、中小企業が中心であり、担い手の高齢化や労働力の減少により労働生産性が伸び悩んでいることから、先端設備の導入を支援し、労働生産性を高めることが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

厚真町の中小企業においては、少子高齢化の影響による労働力の減少などの厳しい状況にあっても、労働生産性を維持・向上させることにより、地元産業の持続的発展を図り、地域活性化を促していく必要がある。

労働生産性向上のためには、助成措置や税制の優遇措置などによる支援により事業者の設備投資に対する意欲を喚起する必要がある事から、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、町内の中小企業の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

厚真町内の事業者の労働生産性の向上を幅広く支援するため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

厚真町内の各産業において先端設備等の導入による生産性向上を進めることが望まれることから、本計画において対象となる地域は、町内全ての地域とする。

(2) 対象業種・事業

厚真町では幅広い業種での先端設備等の導入による生産性向上を進めることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは多種多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性年率3%以上向上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

厚真町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

厚真町は、公序良俗に反する取り組みや反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

また、厚真町外の中小企業が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、厚真町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。